解散公告（第二回）

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇二条第一項第三号の規定により、平成二十三年六月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

高知市中久万一五番一七

財団法人一ツ橋保育園運営協議会

代表清算人　大黒　房代

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年三月八日解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

宮城県栗原市築館伊豆一丁目五番一号

社団法人宮城県築館高等学校同窓会

清算人　千葉　建夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年五月二十日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

東京都千代田区西神田二丁目四番一号

特定非営利活動法人音楽キャリア・サポート・ネット

清算人　壬生千恵子

解散公告（第三回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十三年七月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

大阪市中央区備後町三丁目三番九号

財団法人静岡県産業ビル

代表清算人　小倉　忠一

解散公告（第三回）

当公社は、平成二十三年六月十四日大阪府知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

大阪府阪南市尾崎町三五番地の一

阪南市土地開発公社

清算人　安田　隆

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月三十日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

兵庫県尼崎市東難波町三丁目一一番二六号

財団法人若葉保育園

代表清算人　宏林　晃信

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年六月十日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

島根県鹿足郡津和野町須川六一五番地

宗教法人誓覚寺

清算人　齋藤　断城

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月一日、存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

島根県出雲市国富町五四九番地

財団法人たぶし教育文化振興会

代表清算人　曽田　勇

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十三年六月十六日岡山県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年七月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

岡山県浅口市鴨方町六条院中三二九〇番地

鴨方町鴨方駅南土地区画整理組合

清算人代表　横山　剛

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十三年七月二十八日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十三年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

宮崎市大字恒久一二〇一番地一

医療法人寺師内科クリニック

清算人　寺師　真紀

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道久遠郡大成町字都一三〇番地、最後の住所北海道久遠郡大成町字都三一七番地

被相続人　亡　上野　義信

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

北海道檜山郡江差町字中歌町一九九―五法テラス江差法律事務所

相続財産管理人　阪之上克巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍秋田県湯沢市川連町字大舘下山王六五番地、最後の住所秋田県湯沢市川連町字大舘下山王八二番地九　被相続人　亡　鍛治　亙

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

秋田県秋田市中通五丁目一番五一号北都ビルディング六階

相続財産管理人　弁護士　藤原美佐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県市川市妙典三丁目一〇番地、最後の住所茨城県古河市尾崎五七〇八番地

被相続人　亡　白濱　匡子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル五二八区

相続財産管理人　弁護士　清水　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市幸町一丁目五六番地、最後の住所埼玉県川口市幸町一丁目七番一―三一〇三号川口パークタワー

被相続人　亡　榎本　新一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十三年八月二十二日

埼玉県さいたま市浦和区岸町七丁目一一番二号松栄浦和ビル四階

相続財産管理人　加村　啓二

保険料領収証紛失のお知らせ

下記弊社保険料領収証は紛失につき無効となりましたのでお知らせします。

保険料領収証番号

63358811，63358820，63358838，63358846，63358854，63358862，63358871，63358889，63358897，63358907，63358915，63358923，63358931，63358940，63358958，63358966，63358974，63358982，63358991，63359009

の20枚

平成23年8月22日

埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目285―2　日本興亜大宮ビル

日本興亜損害保険株式会社

埼玉支店長　岡田幸一郎